

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書 (令和2年度版)(案) 暫定版について(概要)

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

年次報告書(令和2年度版)(案)の概要

1 令和2年度における食の安全・安心に関する情勢

高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年11月に香川県で確認されて以降18県52事例(令和3年3月現在)の発生があり、豚熱については、三重県を含む4県4事例(令和3年3月現在)の発生がありました。県内では、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、豚熱については令和2年12月に養豚農場1農場において発生がありました。

県では、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の発生防止のため、県内養鶏農場および養豚農場を重点対象として飼養衛生管理基準の遵守・徹底を指導するとともに、野生いのしし対策に取り組みました。また、豚熱発生を踏まえて、引き続き、経営支援対策、風評被害対策に取り組みました。

また、令和3年6月から「HACCPに沿った衛生管理」が義務化されることから、関係団体と連携し、説明会の開催やHACCPの導入に関する相談対応等により、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の円滑な導入を支援しました。

県内の農畜水産業経営体の経営体制を強化し、消費者に安全で安心な農畜水産物が安定的に供給されるよう、国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得を積極的に推進しました。その結果、国際水準GAPについては農産物90件、家畜・畜産物12農場で、水産エコラベルでは11件で認証が取得されました(農業高校及び農業大学校は除く)。なお、県内における食中毒は8件(患者数69人)の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は13件でした。

2 令和2年度に実施した施策

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、安全・安心な食品等が安定的に提供されるよう、監視指導に取り組むとともに、WEBなど多様な方法を活用した消費者や食品関連事業者等に対する情報発信や啓発等を行いました。

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査や指導等を行った結果、重大な法令違反はありませんでした。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病の発生防止のため、生産者等に対して、飼養衛生管理マニュアルの整備や野生動物の侵入防止柵の設置等、飼養衛生管理基準の遵守・徹底が図られるよう指導等を行った結果、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。一方、豚熱については、県内すべての飼養豚に対する予防的ワクチン接種等を実施するとともに、野生いのししによる感染拡大を防止するため、経口ワクチンの散布

や調査捕獲等に取り組んだものの、養豚農場1農場で発生しましたが、その後は県内農場における感染拡大はありませんでした。

- 豚熱による県産豚肉等への風評被害の未然防止を図るため、相談・通報窓口の設置や卸売事業者等に対する豚肉の流通状況のモニタリング調査などを行いました。
- 食中毒の発生を防止するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や集団給食施設、観光地の食品関係営業施設等の重点的な監視指導を行いました。また、令和2年4月から「食品表示法」に基づく新たな食品表示制度が完全施行されたことから、適切な表示が行われるよう監視指導に取り組みました。
- 食品等事業者に対する食品表示等の監視指導、食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の科学的検査および貝毒検査を実施しました。その結果、重大な違反事例はありませんでした。

【今後の対応】

引き続き、生産資材等の生産、流通および使用ならびに食品等の生産から加工・調理・販売が、適正に行われるよう関係機関と連携して監視指導や検査等を実施します。また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱など家畜伝染病の感染防止対策を行うほか、県産鶏肉および豚肉等の風評被害の未然防止に取り組めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組むやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、食品等事業者による食の安全・安心に向けた取組をホームページ等で広く周知しました。
- 豚熱による県産豚肉等への風評被害の未然防止に向け、精肉を取り扱う食品等事業者や教育関係者等に対し、リーフレット等により、科学的根拠に基づく正確でわかりやすい情報を提供しました。
- 令和3年6月から「食品衛生法」（平成30年6月13日一部改正）が全面施行され、全ての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行う必要があるため、食品等事業者団体とともに、各保健所において、食品製造業者を中心とした説明会を開催し、HACCP導入に向けた支援を行いました。
- 食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識向上のため、WEBを活用した研修会を開催したほか、講習会や立入検査等の機会を通じて啓発を行いました。
- 国際水準GAPおよび水産エコラベルの認証取得をめざし、生産者に応じたきめ細かな指導・助言等を行った結果、新たに農産物10件で国際水準GAPの認証が取得され、水産物2件で水産エコラベルの国際認証への移行審査が進められています。
- 国際水準GAPや水産エコラベルの認証取得の推進と消費者への認知度向上に向け、教育機関および食品関連事業者等と連携し、認証取得農林水産物を使用した料理のPRイベントの開催等による情報発信等に取り組めました。
- みえジビエの品質や衛生管理に関する取組を広く周知するため、メディア等を通じて、「みえジビエフードシステム登録制度」のPRを行いました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者が行う自主的な食の安全・安心を確保する取組の県民への周知や、豚熱などによる風評被害を未然に防止するため、正しい知識を食品等事業者に周知します。また、食品関連事業者等の法令への理解やコンプライアンス意識の向上を図られるよう、研修会を効果的かつ効率的に開催します。さらに、県内の農畜水産物が消費者

の信頼を確保できるよう、国際水準GAP等の認証取得の推進と併せ、認知度向上に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- 県民が、豚熱など食の安全・安心に関する正確な知識と理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県ホームページに関連情報を掲載するなど情報発信に取り組みました。
- 食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成することを目的に、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の実施に取り組みました。また、各ライフステージにおける適切な食習慣の定着を図るため、野菜摂取やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。
- 消費者自らが食品に対する理解と知識を深め、健康維持・増進のための食生活を実践できるよう、食品関連事業者団体と協働して、「食の安全・安心研修会」を開催しました。
- 食品の表示や不良食品などに加えて、豚熱について、県民の食の安全・安心に関する不安や疑問にこたえるための相談窓口を設置しました。

【今後の対応】

引き続き、県民が、食の安全・安心に関する正確な知識への理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- 食品等事業者を対象とした食品衛生や食品表示に関する講習会を開催するとともに、研修会等を通じて、食品衛生責任者、国際水準GAPや有機農業等の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成に取り組みました。
- 食のリスクコミュニケーションの醸成に向け、消費者、事業者および行政による意見交換会を開催し対話を進めました。
- WEBを活用した講習会やアンケート調査等の機会を活用し、食の安全・安心に対する県民意識の把握と県の取組への理解を深めました。
- 食品関連事業者が行っている食の安全・安心確保の取組について、県民に周知するため、高等教育機関と共に調査し、県ホームページ等で情報発信しました。
- 季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者等の食の安全・安心確保に関する資質向上や国際認証の取得を推進する人材等の育成を図るとともに、県民、食品関連事業者および行政が相互理解を深め、食の安全・安心確保の取組において連携・協働していけるようコミュニケーションの促進に取り組みます。